

塩尻市国民保護計画

資料編

資料編 目次

1	塩尻市国民保護協議会	
(1)	塩尻市国民保護協議会条例-----	1
(2)	塩尻市国民保護協議会委員-----	2
(3)	塩尻市国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例-----	3
2	関係機関の連絡先	
(1)	指定行政機関及びその出先機関-----	4
(2)	国出先機関-----	5
(3)	自衛隊-----	5
(4)	指定公共機関及びその出先機関-----	6
(5)	指定地方公共機関-----	7
(6)	その他関係団体-----	7
4	市の組織	
	塩尻市国民保護対策本部組織及び事務分掌-----	8
5	塩尻市指定避難場所	
	避難地・避難施設一覧-----	1 2
6	安否情報	
	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否 情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」-----	1 7
7	応急公用負担	
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定 による処分に係る公用令書等の様式を定める省令-----	2 4
8	報告	
	火災・災害等速報実施要領関係-----	2 7

塩尻市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日
条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、塩尻市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

塩尻市国民保護協議会委員

法第40条の種別	機 関 及 び 役 職 名
会 長	塩尻市長
第1号	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長
	国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所木曾維持出張所長
第2号	陸上自衛隊第13普通科連隊本部管理中隊長
第3号	松本地域振興局長
	松本建設事務所長
	松本保健福祉事務所長
	長野県企業局松塩水道用水管理事務所長
	長野県松本空港管理事務所長
	長野県警塩尻警察署長
第4号	塩尻市副市長
第5号	塩尻市教育長
	松本広域消防局長
	木曾広域消防本部消防長
第6号	塩尻市総務部長
第7号	東日本旅客鉄道株式会社塩尻駅副駅長
	東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室長
	中部電力株式会社松本営業所長
	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン代表取締役社長
	エルシーブイ株式会社代表取締役社長
第8号	一般社団法人 塩筑医師会長
	塩筑歯科医師会長
	塩尻市消防団長
	塩尻商工会議所会頭
	洗馬農業協同組合代表理事組合長
	塩尻市農業協同組合代表理事理事長
	塩尻市赤十字奉仕団委員長
	塩尻市区長会理事

塩尻市国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、塩尻市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び塩尻市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要に応じ、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

関係機関連絡先

指定地方行政機関及びその出先機関

長野県

番号	機関名	所在地	電話番号
1	県庁危機管理部危機管理・消防防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7184
2	長野県消防防災航空センター	松本市大字空港東9030	0263-85-5512
3	松本空港管理事務所	松本市空港東8909	0263-58-2517
4	松本地域振興局	松本市島立1020	0263-47-7800
5	松本建設事務所	松本市島立1020	0263-40-1963
6	奈良井川改良事務所	松本市島立1020	0263-40-1970
7	松本保健所	松本市島立1020	0263-47-7800
8	企業局松塩水道用水管理事務所	大字宗賀本山5225-1	0263-52-3330
9	松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020	0263-40-1913
10	松本教育事務所	松本市大字島立1020	0263-47-7800

消防関係

番号	機関名	所在地	電話番号
1	松本広域消防局	松本市渚1-7-12	0263-25-0119
2	松本広域消防局 塩尻消防署	大字広丘高出1486-802	0263-54-0119
3	松本広域消防局 広丘消防署	大字広丘原新田575-9	0263-54-3010
4	木曾広域消防本部 木曾消防署北分署	木祖村藪原873-1	0264-36-3119

警察関係

番号	機関名	所在地	電話番号
1	長野県警察本部	長野市南長野字幅下692-2	026-233-0110
2	塩尻警察署	大字宗賀73-305	0263-54-0110
3	塩尻駅前交番	大門八番町13-5	0263-52-2941
4	広丘交番	大字広丘野村2050-17	0263-52-3413
5	洗馬警察官駐在所	大字洗馬3052-1	0263-54-2067
6	北小野警察官駐在所	大字北小野2566-3	0266-46-2277
7	檜川警察官駐在所	大字木曾平沢2228-1	0264-34-3005

国出先機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-0281
2	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7001
3	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7200
4	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74	026-227-7611
5	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所松本出張所	松本市島内1666-1126	0263-47-2199
6	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	松本市元町1-8-28	0263-33-1115
7	中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立1256-1	0263-47-4751
8	関東農政局長野農政事務所地域第一課	松本市大字島立650-1	0263-47-2001
9	北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田1-35-4	026-243-4384
10	総務省信越総合通信局	長野市旭町1108長野第1合同庁舎	026-234-9986
11	関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108長野第2合同庁舎	026-234-5123

自衛隊

番号	機関名	所在地	電話番号
1	陸上自衛隊第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
2	自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108長野第2合同庁舎	026-233-2108

指定公共機関及びその出先機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	塩尻郵便局	大門六番町3-1	0263-52-1049
2	塩尻大門南郵便局	大門一番町2-6	0263-53-1421
3	塩尻仲町郵便局	大字塩尻町37-20	0263-53-1422
4	洗馬郵便局	大字洗馬1917-1	0263-53-1424
5	本洗馬郵便局	大字洗馬2564-1	0263-53-1423
6	広丘郵便局	大字広丘原新田177	0263-53-1420
7	北小野郵便局	大字北小野大出297-1	0266-46-2104
8	高出簡易郵便局	大字広丘高出1847-3	0263-53-1365
9	北熊井郵便局	大字片丘7871-4	0263-52-0150
10	郷原簡易郵便局	大字広丘郷原863	0263-52-2429
11	吉田簡易郵便局	大字広丘吉田1425-3	0263-58-6029
12	桔梗ヶ原簡易郵便局	大字広丘高出1496-65	0263-53-1314
13	大門簡易郵便局	大字大門1079	0263-52-3404
14	贄川郵便局	大字贄川1591	0264-34-2042
15	平沢郵便局	大字木曾平沢1702-3	0264-34-2049
16	奈良井郵便局	大字奈良井399-2	0264-34-3049
17	東日本旅客鉄道(株)塩尻駅	大門八番町9-1	0263-52-0079
18	東日本旅客鉄道(株)広丘駅	大字広丘野村1640-2	0263-52-1938
19	東日本旅客鉄道(株)みどり湖駅	大字上西条道畑	
20	東海旅客鉄道(株)洗馬駅	大字宗賀2752-2	
21	東海旅客鉄道(株)日出塩駅	大字宗賀日出塩	
22	東海旅客鉄道(株)贄川駅	大字贄川1167	
23	東海旅客鉄道(株)木曾平沢駅	大字木曾平沢	
24	東海旅客鉄道(株)奈良井駅	大字奈良井1127	
25	日本貨物鉄道(株)関東支社長野支店	長野市栗田源田窪992-6	026-266-7230
26	日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
27	東日本高速道路(株)長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北1195-2	026-278-7701
28	中日本高速道路(株)	名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル	052-222-1620
29	東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4361
30	日本放送協会松本支局	松本市深志3丁目10-3	0263-33-4700
31	日本通運(株)長野営業所	長野市北石堂町1374-1	026-227-4140
32	日本通運(株)塩尻営業所	塩尻市広丘野村1746-1	0263-54-2222
33	中部電力パワーグリッド(株)松本営業所	松本市埋橋1-5-3	0263-34-3750
34	中部電力パワーグリッド(株)塩尻電力センター	塩尻市大門五番町16-3	0263-52-2330
35	東京電力パワーグリッド(株)松本電力所	松本市中央4-1-17	0263-33-0220

指定地方公共機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	公益社団法人長野県バス協会	長野市大字中御所字鶴田 560 番地 4	026-226-3288
2	一般社団法人長野県トラック協会	長野市大字南長池 710 番地 3	026-254-5151
3	信越放送株式会社	長野市吉田一丁目 21 番 24 号	026-237-0500
4	株式会社長野放送	長野市大字中御所字岡田 131 番地 7	026-227-5697
5	株式会社テレビ信州	松本市丸の内 4 番 18 号	0263-36-2002
6	長野朝日放送株式会社	長野市栗田 989 番地 1	026-223-3531
7	長野エフエム放送株式会社	松本市本庄一丁目 13 番 5 号	0263-33-4410
8	エルシーブイ株式会社	諏訪市大字四賀 821 番地	0266-53-3833
9	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	松本市大字里山辺 3044 番地 1	0263-35-1008
10	長野県情報ネットワーク協会	長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3	026-236-2028
11	一般社団法人長野県医師会	長野市若里七丁目 1 番 5 号	026-219-3600
12	一般社団法人長野県歯科医師会	長野市大字中御所字岡田町 96 番地	026-222-8020
13	一般社団法人長野県薬剤師会	松本市旭二丁目 10 番 15 号	0263-34-5511
14	長野県土地改良事業団体連合会	長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1	026-233-4281
15	一般社団法人長野県建設業協会	長野市南石堂町 1230 番地	026-228-7200
16	公益社団法人長野県看護協会	松本市旭 2 丁目 11 番 34 号	0263-35-0421

その他関係機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	塩尻市農業協同組合 本所	大門六番町3-56	0263-53-4780
2	洗馬農業協同組合	大字洗馬2720-3	0263-52-0108
3	木曾農業協同組合檜川支所	木曾平沢2221-1	0264-34-2155
4	塩尻商工会議所	大門一番町12-2 えんぱーく 4 階	0263-52-0258

塩尻市国民保護対策本部組織及び事務分掌

部	課等	班	分掌事務
総務部	危機管理課 (本部事務局)	本部事務局班	1 国民保護のための措置の総括に関すること。 2 市国民保護対策本部及び現地調整所の設置、運営及び廃止に関すること。 3 避難実施要領の策定に関すること。 4 警報伝達、避難指示、避難所の指定に関すること。 5 被災情報の収集、提供に関すること。 6 各部の応急対策の管理に関すること。 7 防災行政無線の整備・管理に関すること。 8 国民保護に係る備蓄、訓練等に関すること。 9 派遣自衛隊との連絡調整に関すること。 10 消防団及び消防署との連絡調整に関すること。 11 警察署との連絡調整に関すること。 12 県及び他市町村に対する応援要請に関すること。 13 特殊標章等の交付等に関すること。
	総務人事課	総務人事班	1 在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 車両確保及び配車に関すること。 3 職員の動員配備・食料等の供給に関すること。 4 応援職員、自衛隊、ボランティア等の宿舎、処遇及び給食に関すること。
	税務課	税務班	1 災害に伴う税の相談に関すること。 2 被災者の税制措置に関すること。 3 被災台帳の作成に関すること。 4 災証明の発行に関すること。
企画政策部	経営戦略課 地方創生推進課 (官民連携推進室)	企画・広報班	1 災害復旧計画の取りまとめ調整に関すること。 2 災害の記録に関すること。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及び連絡調整に関すること。 4 国民保護に係る広報・広聴に関すること。
	財政課	財政班	1 国民保護措置災害関係の予算に関すること。 2 市有財産の状況把握に関すること。 3 救助物資、医療、防疫資材等の調達に関すること。
	情報政策課	情報班	コンピューターの保守及びデータの保持に関すること。
市民生活事業部	生活環境課	環境班	1 死体の収容及び埋火葬に関すること。 2 災害時のごみ、廃棄物に関すること。
	市民課	市民班	1 死亡者の確認及び被災者名簿に関すること 2 外国籍市民の相談に関すること。
	地域振興課	地域振興班	支所長及び地区調整担当課長からの地区内の情報のとりまとめに関すること。

部	課等	班	分掌事務
健康福祉部	福祉課	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1 在庁者の避難誘導及び安全に関すること。 2 社会福祉施設への情報伝達、応急対策に関すること。 3 要配慮者（児童を除く。）の避難誘導及び安全確保に関すること。 4 福祉避難所の設置、運営に関すること。 5 社会福祉協議会、日赤奉仕団等との連絡に関すること。 6 ボランティアの支援・調整に関すること。（登録、派遣、受入れ等）
	長寿課	長寿班	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者の避難誘導に関すること。 2 福祉班の支援
	健康づくり課	健康班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護所に関すること。 2 医療活動関係機関との総合調整に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 医薬品及び衛生材料に関すること。 5 防疫感染症予防及び消毒に関すること。
産業振興部	産業政策課	産業政策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業関係機関との連携に関すること。 2 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 災害融資などに関すること。
	農政課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> 1 農・畜・水産業の被害調査に関すること。 2 農地、農業施設の応急対策に関すること。 3 農業関係機関との総合調整に関すること。
	森林課	森林班	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林業施設、林地の被害調査に関すること。 2 林地、林業施設の応急対策に関すること。 3 林業関係機関との総合調整に関すること。
	観光課	観光班	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 観光客の状況把握に関すること。 3 観光関係団体との総合調整に関すること。
建設部	建設課	建設班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川及び水路の被害調査及び応急対策に関すること。 2 緊急迂回路及び輸送路に関すること。 3 土木資材の確保などに関すること。 4 都市施設に関すること
	都市計画課	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 関係機関との総合調整に関すること。
	建築住宅課	建築住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅に関すること。

部	課等	班	分掌事務
市民交流センター・生涯学習部	社会教育課	社会教育班	1 在庁舎の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
	スポーツ推進課	スポーツ推進班	1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 体育施設における避難所開設及び運営に関すること。
	男女共同参画・若者サポート課	男女共同参画・若者サポート班	ふれあいプラザ利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
	交流支援課	交流支援班	1 市民交流センター利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 災害NPO法人の協力要請に関すること。
	図書館	図書館班	図書館利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
こども教育部	教育総務課	教育総務班	1 児童、生徒及び教員の安否確認及び安全対策に関すること。 2 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 高等学校の施設の被害調査に関すること。 4 被災児童及び生徒に関すること。 5 学校施設における避難所の開設及び運営に関すること。
	こども課	こども班	1 保育園、児童館及び児童クラブの被害調査及び応急対策に関すること。 2 幼稚園の被害調査に関すること。 3 被災園児に関すること。 4 保育施設及び児童館における避難所の開設及び運営に関すること。
	家庭支援課	家族支援班	1 要配慮園児に関すること。 2 福祉施設入所児童に関すること。
	子育て支援センター	子育て支援班	子育て支援センター利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
水道部	経営管理課	経営管理班	1 水道施設の災害情報の収集に関すること。 2 関係機関との連絡体制に関すること。
	上水道課	上水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。 3 水道資機材の確保に関すること。
	下水道課	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 下水道資機材の確保に関すること。 3 し尿処理、仮設トイレ等に関すること

部	課等	班	分掌事務
会計部	会計課	会計班	1 応急対策関係経費の出納に関する事。 2 応急対策物品の出納に関する事。
議会部	議会事務局	議会班	1 議会関係に関する事。 2 議会防災委員会に関する事。
委員会部	選挙管理委員会 監査委員会 公平委員会 各事務局	委員会班	総務部の応援業務に関する事。
	農業委員会 事務局	農業委員会班	産業振興事業部の応援業務に関する事。
現地機関部	各支所 地区調整担当	地区支部班	1 在所者の避難誘導及び安全確保に関する事。 2 地区内災害情報の収集、伝達に関する事。 3 地区内被害調査及び応急対策に関する事。 4 地区内避難所に関する事。 5 現地調整所設置時の支援に関する事。 6 炊き出しに関する事。 7 区長との連絡調整に関する事

避難地・避難施設一覧

避難場所名	所在地	収容人員	コンクリート造
塩尻市立塩尻西小学校 体育館	大門五番町4番55号	333	
大門地区センター	大門六番町4番21号	220	
塩尻市文化会館（レザンホール）	大門七番町4番8号	2333	○
大門三番町・四番町介護予防交流施設	大門三番町12番2号	77	
塩尻市立体育館	大門六番町5番2号	867	○
塩尻市立大門保育園 遊戯室	大門四番町7番13号	61	○
塩尻市工業会館	大門1010番地1	167	○
塩尻市トレーニングプラザ	大門一番町1番1号	500	○
大門原公園	大門並木町400番1号	209	
原中央公園	大門幸町600番	259	
栈敷原児童公園	大門泉町400番	212	
塩尻駅西公園	大門桔梗ヶ原1番1号	238	
大門北公園	大門桔梗ヶ原2番地1号	320	
ききょう公園	大門桔梗ヶ原113番1号	326	
信毎販売センター中南信本店	大門泉町7番7号	70	
信毎販売センター塩尻営業所	大門泉町13番5	55	
大門二番町公民館	大門二番町6番1号	67	
大門児童館	大門五番町4番21号	152	
大門七区第一公民館	大門桔梗ヶ原76番4号	67	
大門七区第二公民館	大門桔梗町13番7号	133	
大門田川町公民館	大門田川町150番258号	67	
グレイスフル塩尻	大門八番町9番10号	102	○
塩尻市立塩尻中学校 体育館	大小屋61番	400	○
塩尻市立塩尻東小学校 体育館	塩尻町427番	267	○
塩尻市塩尻東支所	塩尻町648番1	242	
小坂田公園多目的グラウンド	塩尻町1080番	1920	
塩尻市立みずほ保育園 遊戯室	長畝260番	36	○
みどり湖花公園	金井ほか	83	
ふれあいセンター東部	峰原173番1	233	
塩尻市立塩尻東保育園 遊戯室	峰原173番1	43	
東山グラウンド	旧塩尻872番1号	1400	
東山公民館	旧塩尻869番4号	88	
東山体育館	旧塩尻869番4号	230	
柿沢区総合グラウンド	柿沢484番1号	1800	
柿沢公民館	柿沢529番	167	
金井公民館	金井90番	93	
金井区ふれあい広場	金井90番	67	

避難場所名	所在地	収容人員	コンクリート造
松原区公園	上西条127番2号	83	
上西条公民館	上西条661番17号	109	
上西条防災広場	上西条495番1号	34	
上西条若宮グラウンド	上西条876番	240	
中西条構造改善センター	中西条37番	90	
堀ノ内公民館	堀ノ内98番5号	87	
長畝公民館	長畝68番2号	69	
長畝農業構造改善センター	長畝69番1号	21	
峰原公民館	峰原173番2号	47	
栈敷介護予防交流施設	栈敷324番	21	
武居博明宅	塩尻町53番	37	
塩尻市中央スポーツ公園	広丘高出1486番194号	2000	
塩尻市立桔梗小学校 体育館	広丘高出1486番193号	267	○
塩尻市営野球場	広丘高出1818番3号	4000	
長野県塩尻志学館高等学校 体育館	広丘高出4番4号	433	○
塩尻市立高出保育園 遊戯室	広丘高出1949番1号	41	
塩尻市立日の出保育園 遊戯室	広丘高出2073番5号	46	
高出地区センター	広丘高出1819番1号	50	○
高出区民体育館	広丘高出1819番1号	67	
東京都市大学塩尻高等学校 校庭	広丘高出2081番	3200	
高出第二公民館	広丘高出2114番8号	133	
塩尻児童館	広丘高出2073番5号	184	
塩尻市立片丘小学校 校庭	片丘5366番	1520	
片丘農業者トレーニングセンター	片丘5378番3号	367	○
片丘農村広場	片丘5073番	833	
塩尻市片丘支所	片丘4758番地7	233	
塩尻市立片丘保育園 遊戯室	片丘4933番地	45	○
内田原公園	片丘5010番129号	141	
内田原公民館	片丘5010番131号	43	
大宮八幡境内公園	片丘6890番1号	333	
南内田コミュニティーセンター	片丘4753番4号	100	
北熊井公民館	片丘8783番1号	114	
南熊井中挾集落センター	片丘10345番7号	92	
中挾公会所	片丘11197番	33	
塩尻市立丘中学校 体育館	広丘野村1302番	333	○
塩尻市立広丘野村保育園 遊戯室	広丘野村1788番80号	50	
角前運動公園	広丘野村1899番1号	179	

避難場所名	所在地	収容人員	コンクリート造
老人福祉センターのむら	広丘野村1788番364号	163	
塩尻市広丘支所（北部交流センター）	広丘野村2069番1号	602	○
野村公民館	広丘野村1788番357号	267	
野村第二公民館	広丘野村836番2号	60	
野村区運動公園	広丘野村1788番80号	2400	
塩尻市立広丘小学校 体育館	広丘原新田116番	350	○
塩尻市立広丘西保育園 遊戯室	広丘原新田279番5号	37	○
塩尻北部公園	広丘原新田303番32号	3583	
広丘短歌公園	広丘原新田564番41号	204	
広丘児童館	広丘原新田291番2号	117	
原新田公民館	広丘原新田244番	200	
塩尻市立広丘体育館	広丘原新田291番1号	241	○
塩尻市立広陵中学校 体育館	広丘堅石457番1号	400	○
堅石公民館	広丘堅石1268番3号	66	
ふれあいセンター広丘	広丘堅石2150番	100	
塩尻市立広丘南保育園 遊戯室	広丘堅石1245番1号	29	○
堅石グラウンド	広丘堅石50番1号	1000	
堅石区民センター	広丘堅石599番2号	200	○
堅石原東公園	広丘堅石250番9号	58	
松本歯科大学野球場・陸上競技場	広丘郷原1780番	6000	
郷原区民会館	広丘郷原1085番	200	○
えびの子水苑	広丘吉田1301番	417	
長野県田川高等学校 体育館	広丘吉田2645番	1100	○
塩尻市立吉田小学校 体育館	広丘吉田1097番	273	○
塩尻市吉田支所	広丘吉田2901番3号	333	○
塩尻市立吉田児童館	広丘吉田1568番3号	96	
塩尻市立吉田ひまわり保育園 遊戯室	広丘吉田1150番6号	35	
浄化センター敷地内	広丘吉田409番3号	880	
田川の郷	広丘吉田2219番1号	233	
塩尻市立吉田原保育園 遊戯室	広丘吉田3037番	33	
長者原公園グラウンド	広丘吉田440番3号	1300	
ながうね公園	広丘吉田1156番	175	
若宮公園	広丘吉田10番5号	92	
八幡原公園	広丘吉田560番1号	208	
吉田原ふれあい公園	広丘吉田3342番	318	
信毎販売センター村井広丘営業所	広丘吉田1150番11号	29	
吉田東公民館	広丘吉田1157番2号	200	

避難場所名	所在地	収容人員	コンクリート造
吉田四区コミュニティセンター	広丘吉田814番3号	70	
長者原南公園	広丘吉田507番1号	209	
吉田西防災コミュニティセンター	広丘吉田440番3号	153	
吉田児童分館	広丘吉田3037番	46	
塩尻市立洗馬小学校 体育館	洗馬2524番	267	
塩尻市洗馬支所	洗馬2550番2号	333	
塩尻市立妙義保育園 遊戯室	洗馬2535番1号	42	
旧小曾部保育園 園庭	洗馬3703番4号	167	
上組グラウンド	洗馬753番	900	
上組生産振興センター	洗馬752番	100	
元町公民館	洗馬2187番12号	70	
芦ノ田転作促進研修センター	洗馬2493番1号	123	
洗馬児童館	洗馬2713番1号	146	
ふれあいセンター洗馬	洗馬2713番1号	245	
太田集会所	洗馬656番	19	
太田運動場	洗馬1331番	300	
岩垂グラウンド	洗馬9168番1号	1200	
岩垂公民館	洗馬5722番1号	230	○
下小曾部グラウンド	洗馬5315番	1620	
下小曾部集落センター	洗馬5131番1号	153	
上小曾部農村広場	洗馬3852番1号	208	
上小曾部転作促進センター	洗馬3857番1号	100	
太田公民館	洗馬361番	124	
塩尻市立宗賀小学校 体育館	宗賀2646番	267	○
市営総合運動場	宗賀73番236号	3200	
塩尻市立塩尻西部中学校 体育館	宗賀1461番2号	333	○
平出遺跡公園	宗賀362番	233	
すがのの郷	宗賀1298番514号	233	
長野県野菜花き試験場 駐車場	宗賀1066番1号	1000	
塩尻市宗賀支所	宗賀2658番1号	233	
塩尻市立宗賀中央保育園 遊戯室	宗賀2411番1号	39	
塩尻市日出塩桜の丘公園	宗賀5784番1号	583	
桔梗ヶ原公民館	宗賀71番591号	183	
昭和電工グラウンド	宗賀545番	1940	
平出公民館	宗賀600番1号	124	
床尾構造改善センター	宗賀2041番	117	
床尾運動場	宗賀2097番1号	300	

避難場所名	所在地	収容人員	コンクリート造
宗賀農林漁業体験実習館	宗賀2746番3号	147	
牧野公民館	宗賀3847番1号	113	
本山区ゲートボール場	宗賀5011番14号	180	
本山介護予防交流施設	宗賀4992番	31	
日出塩公民館	宗賀6143番1号	94	
塩尻市辰野町組合立両小野中学校 体育館	北小野13389番	200	○
塩尻市立北小野保育園 遊戯室	北小野2894番1号	31	○
塩尻市北小野支所	北小野48番	123	○
いこいの森公園	北小野4668番	125	
古町区遊園地	北小野2673番1号	83	
宮前公民館	北小野155番1号	123	
上田公民館	北小野779番1号	133	
勝弦グラウンド	北小野4230番1号	320	
勝弦公民館	北小野4508番1号	133	
信州リハビリテーション専門学校 体育館	贄川1216番	307	○
塩尻市宮檜川運動場	贄川2096番	4874	
木曾くらしの工芸館 駐車場	木曾平沢2221番	960	
塩尻市立檜川屋内運動場	木曾平沢1451番138号	459	
塩尻市立木曾檜川小学校 体育館	木曾平沢1451番138号	312	○
塩尻市立檜川保育園 園庭	木曾平沢1490番	107	
うるしの里広場	木曾平沢2324番150号	829	
うるしの里展望広場	木曾平沢2206番2号	33	
塩尻市立檜川中学校 体育館	奈良井1037番3号	312	○
水辺のふるさとふれあい広場	奈良井790番1号	392	
贄川北部多目的集会所	贄川640番4号	76	
桃岡コミュニティー消防センター	贄川2246番	79	
平沢旭町コミュニティー消防センター	木曾平沢2433番9号	50	
檜川支所	木曾平沢1451番138号	323	
奈良井公民館	奈良井342番7号	105	

安否情報

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

(最終改正 平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号)

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。)第 25 条第 2 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第 4 号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情

報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及

び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	日本 その他（ ）
⑥国籍	
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日														
申請者 住所（居所） 氏名															
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）														
備 考															
照会に係る者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出生の年月日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男女の別</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">日本 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他個人を識別するための情報</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	氏名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）	その他個人を識別するための情報	
氏名															
フリガナ															
出生の年月日															
男女の別															
住 所															
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）														
その他個人を識別するための情報															
※申請者の確認															
※備 考															

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

応急公用負担

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る
公用令書等の様式を定める省令

(平成 16 年 12 月 20 日厚生労働省令第 170 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（第 52 条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第 1 から別記様式第 3 まで及び別記様式第 4 のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第 1

収用第 号	公 用 令 書	氏 名			
		住 所			
			第 81 条第 2 項		
			第 81 条第 4 項		
			第 183 条において準用する第 81 条第 2 項		
			第 183 条において準用する第 81 条第 4 項		
			武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		
			の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。		
			(理由)		
			年 月 日		
			処分権者 氏名		印
収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第2

保管第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

第81条第2項

第81条第4項

第183条において準用する第81条第3項

第183条において準用する第81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別紙様式第3

使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

第82条

第183条において準用する第82条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第4

取消第	号				
		公	用	令	書
				氏	名
				住	所
				第 81 条第 2 項	
				第 81 条第 3 項	
				第 81 条第 4 項	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				第 82 条	
				第 183 条において準用する第 81 条第 2 項	
				第 183 条において準用する第 81 条第 3 項	
				第 183 条において準用する第 81 条第 4 項	
				第 183 条において準用する第 82 条	
の規定に基づく公用令書（	年	月	日	第	号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等
における国民の保護のための措置に関する法律				第16条	
				第52条において準用する第16号	の規定により、これを交
付する。					
（取り消した処分の内容）					
	年	月	日		
				処分権者	氏名
					印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

報 告

火災・災害等速報実施要領関係

●火災・災害等速報実施要領（昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号消防庁長官）抄

第 1 総則

4 報告方法及び様式

(1) 様式

ア 火災等速報

イ 救急・救助事故等速報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。
なお、火災等速報を行うべき火災又は特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害速報

第 2 速報基準

3 武力攻撃災害速報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式（注 様式第 3 号）を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

第 3 直接速報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合も含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

3 武力攻撃災害速報

第 2 の 3 の 1)、2) に同じ。

第 4 記入要領

<救急・救助事故等速報>

3 第 3 号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者」には、急病人を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急事態対処			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚地方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重傷	人 (人)	
	不明	中等症	人 (人)	
		軽傷	人 (人)	
救助活動要否				
要救助者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。